

第 4 章

生徒指導上の諸課題への対応②

I 生徒指導規程(校則等)

【ポイント】

- ・ 生徒指導規程は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として設けられるものである。
- ・ 生徒指導規程に基づく指導を行う際、生徒指導規程を守らせる指導のみに視点を置くのではなく、児童生徒が生徒指導規程のもつ意味や意義を理解して自主的に守るように指導をしていくことが重要である。
- ・ 生徒指導規程の見直しについては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行うことが重要である。

1 基本的な考え方

- (1) 校則は、学校教育法施行規則第4条に規定されている「学則」とは異なり、それぞれの学校で定められている学校内外の生活に関する「規程」のことです。
- (2) 児童生徒が遵守すべき、学習上、生活上の規律として定められる生徒指導規程は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。
- (3) 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の育てたい児童生徒像に照らして定められる生徒指導規程は、教育的意義を有するものです。
- (4) 生徒指導規程は、各学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。
- (5) 学校が定める生徒指導規程は、教育的意義に照らして、その内容、指導・援助等が適切なものであるために、児童生徒の発達段階、学校、地域の実態、更には、時代の変化を踏まえて、絶えず見直しを行う必要があります。
- (6) 児童生徒や保護者との共通理解を図るため、生徒指導規程をホームページに記載するとともに、入学予定者説明会、全校集会、PTA総会などで直接説明することに加え、学校便り等を活用するなど、機会を捉え繰り返し周知することが大切です。

2 留意点

- (1) 生徒指導規程に基づく指導については、全教職員の共通理解を図り、指導上の不一致が生じないようにします。そのために、生徒指導規程の共通理解だけでなく、何のために設けた規程であるのか、教職員がその背景や理由についても理解しておくことが大切です。
- (2) 生徒指導規程は、あらゆる機会をとらえて、実際の生活場面に即して、内容を再確認させ理解を深め、児童生徒が自主的に守るように指導していくことが大切です。
- (3) 生徒指導規程の見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、生徒指導規程の内容について確認したり、議論したりする機会を設けるなど、生徒指導規程の意義や内容について、改めて考える場面を設定し、児童生徒自らが生徒指導規程の意味を理解して自主的に守るように指導していくことが大切です。
- (4) 生徒指導規程の策定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することが必要です。
- (5) 生徒指導規程を策定したり、見直したりする場合に、どのような手続きを踏むことになるのか、見直す手順についても示しておくことが重要です。
- (6) 生徒指導規程に違反した児童生徒に対しては、感情的、威圧的な言動等、いわゆる不適切な指導と捉えられるような指導にならないよう十分注意し、行為を正すための指導に終始するのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるように留意する必要があります。

3 令和5年度に実施した「生徒指導規程の見直し等に関する調査」の結果について

(1) 生徒指導規程の周知について

各校が策定した生徒指導規程について、その目的を教職員が理解し、児童生徒が自分事としてその意味を理解して、自主的に守るように指導していくことが重要です。そのため、全校集会、児童生徒や保護者を対象とする入学予定者説明会、PTA総会などで直接説明することに加え、学校便り等を活用するなど、機会を捉え繰り返し周知することが望まれます。

また、生徒指導規程の内容については、普段から、学校内外の関係者が参照できるように、学校のホームページに公開することで、学校の指導方針等を児童生徒、保護者及び地域等に理解と協力を求めていくことが大切です。

さらに、多くの学校が見直しを行い、改訂している状況から、絶えず行われる見直しの取組状況や改訂内容を発信できるホームページへの掲載は、有効な周知方法です。

(2) 生徒指導規程の見直しについて

生徒指導規程を各校が策定してから一定期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できない規程については、改めて学校の教育目的に照らして、適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また本当に必要なものか、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見も参考にしながら、絶えず見直しを行うことが大切です。

さらに、生徒指導規程によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも必要です。

今後は、生徒指導規程を策定したり、見直したりする場合に、どのような手続きを踏むことになるのか、見直す手順についても示しておくことが望まれます。

(3) 生徒指導規程の見直しの先にあるもの

生徒指導規程の見直しは、児童生徒が身近な課題を自ら解決する教育的意義のある機会と捉え、単に「生徒指導規程の見直し」で終わることなく、児童生徒が規程の意義を改めて考える場面を設定するなど、生徒指導体制の更なる充実を図り、育てたい児童生徒像を実現させるものとなるように実施する必要があります。

4 Q & A

【Q43】

生徒指導規程に基づいた指導を行うにあたり、職員で共通認識をもつには、どのようにしたらよいですか。

【A43】

生徒指導規程に基づく指導を行うに当たっては、規程を守らせることばかりにこだわるのではなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に生徒指導規程を守るように指導していくことが重要です。

そのためにも、年度当初に生徒指導主事を中心に、生徒指導規程の読み合わせを行うことや、前年度の対応事例を用いた研修を実施するなど、職員が共通認識のもとで、生徒指導を実践することが出来るようにすることが大切です。

【Q44】

生徒指導規程の見直しについては、どのように考えればよいですか。

【A44】

まず、生徒指導規程の内容について、

①絶対に守るべきもの、②努力目標というべきもの、③児童生徒の自主性に任せてよいものという観点から見直します。

また、生徒指導規程の見直しは、児童生徒が身近な課題を自ら解決する教育的意義のある機会と捉え、単に「生徒指導規程の見直し」で終わることなく、児童生徒が規程の意義を改めて考える場面を設定するなど、生徒指導体制の更なる充実を図り、育てたい児童生徒像を実現させるものとなるようにしていくことが大切です。

【Q45】

高等学校の生徒指導規程について、中学生や新入生にどのように説明したらよいですか。

【A45】

中学生や新入生が高等学校の生徒指導規程について理解を深めることは、高等学校の生活への円滑な適応や、望ましい人間関係の形成に向けて積極的に活動する意欲や態度を養う上で重要です。

そのためには、日ごろから中学校と高等学校が連携を行い、互いの生徒指導規程について理解を深めておくことが必要です。中学生には、オープンスクールや、学校説明会などの機会を通じて、生徒指導規程についてわかりやすい資料等を用意して説明を行うことが大切です。また、学校紹介のパンフレットやホームページにも生徒指導規程を説明するコーナーを設けるなど広く理解を得る方法も有効です。

新入生や保護者に対しては、合格者登校日や入学式において、資料を配付して生徒指導規程について説明を行い、理解を得ておくようにします。さらには、入学後のオリエンテーションや全校集会等で、生徒指導規程の「目的」等について、丁寧な説明を行うことが大切です。

Ⅱ 特別な指導

【ポイント】

- ・ 生徒指導上の課題に対しては、児童生徒がよりよい充実した学校生活を送るために、自らの言動を振り返り、どのようにすればよいか考え、自ら実行できるように指導することが大切である。
- ・ 全ての児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるように、指導に当たっては、明確な児童生徒像と理念を示し、生徒指導上の諸課題に対する指導項目や方法を明確にすることが重要である。

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒が、自ら起こした課題となる行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを考え、実行するよう指導することが大切です。しかしながら、通常の教育活動では十分にその効果が現れないと考えられる場合には、日々の教育活動とは異なる特別な指導を実施することが必要です。
- (2) 特別な指導としては、家庭における反省指導、学校における反省指導などがあります。ただし、義務教育である小・中・義務教育学校においては家庭における反省指導はできません。
- (3) 指導に当たっては、教職員との人間関係を重視し、児童生徒に自らの在り方生き方を考えさせるための指導・援助という観点から進めることが大切です。
- (4) 学校教育法第11条による生徒に対する退学、停学及び訓告の懲戒と明確に区別して実施することが必要です。児童生徒本人に対する教育的な指導であるという観点から、家庭の積極的な協力のもとに実施する必要があります。

2 留意点

- (1) 指導に当たっては、児童生徒や保護者に、特別な指導を実施するに至った事実関係と指導の内容を十分に説明するとともに、児童生徒や保護者の反論や弁明の機会を与えるなど、特別な指導を行うまでの手続きを適切にすることが必要です。また、保護者に対して、特別な指導のねらいは児童生徒が自ら行動を反省し、より充実した学校生活を送るためのものであることについて理解を得ておくことが大切です。
- (2) 課題となる行動の事実関係・背景等を把握し、指導の内容が適切なものとなるよう十分に検討して実施します。
- (3) 指導に当たっては、背景等個々の児童生徒の事情に配慮し、効果が上がるような工夫をすることが大切です。

(4) 個別指導を行ったり、教科の課題を用意して学習させたりすることによって、児童生徒の学習に遅れがでないように配慮することが必要です。

(5) 体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されています。たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。

体罰や不適切な言動が、学校生活において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります。

【不適切な指導と考えられ得る例】

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

3 Q & A

【Q46】

高等学校において、家庭における反省指導（家庭反省）が長引いて欠課時間数が増えることについて、どのように考えればよいですか。

【A46】

家庭反省などの特別な指導は、あくまで当該生徒が自分自身を見つめ、よりよい充実した学校生活ができることをめざして行われる指導ですから、その指導によって、その後の学校生活を送る上で困難が生じることは避けなければなりません。家庭反省が長引くということは、教育的な指導としては適切ではありません。例えば、家庭反省から学校反省に切り替えるなど、より効果的な指導方法を柔軟に検討することが大切です。

【Q47】

高等学校において、家庭反省が形式的なものとなり、指導の成果が上がっていない場合、どのように工夫すればよいですか。

【A47】

次のような取組の例があります。

- ① 担任、生徒指導部の教職員だけでなく、授業を受けもっている教職員等が、家庭訪問し、教科指導や、面談による望ましい人間関係づくりに努めることが考えられます。
- ② 他者との関係を見つめ直すことで、自己が支えられて生きていることを自覚させ、自らの生き方を考えさせるために、「内観法」を取り入れることも考えられます。
- ③ 「心温まる話」などの感動体験を味わえるエッセイを読んで感想文を書き、教職員と共に内容を共有することが考えられます。
- ④ 教科学習における困り感を教職員と共有することや、得意な分野をさらに伸ばしていくなど、学習への意欲を高めるための機会としてすることが考えられます。
- ⑤ 自己の生活課題を振り返り、文字等にすることによって、周囲の人との関係や、なぜ課題となる行動に至ったのかということについて、段階を追って自ら気付き、自省できるよう指導の工夫をすることが考えられます。
- ⑥ 例えば、教科指導だけでなく、花壇づくりや校内清掃を教職員と当該生徒が一緒に行うことにより、学校の教育環境の充実に貢献したという充実感を味わう体験ができることや、教職員と当該生徒との望ましい人間関係づくりを進めることが考えられます。

【Q48】

指導を実施するに際して、家庭の積極的な協力を得るには、どのようなことを大切にすればよいですか。

【A48】

学校の生徒指導の基本方針について、あらゆる機会を捉えて説明し、事前に十分な理解を得ておくことが大切です。

特別な指導を実施するに当たっては、保護者が、学校の指導の意図をしっかりと理解し、児童生徒の今後の学校生活への展望が見出せるようにすることが大切です。そのため、児童生徒がよりよい充実した学校生活を送るために、どうすればよいかを考えさせ、実行する意欲を持たせるために行うという特別な指導の目的を伝え、指導内容や指導計画をはっきり示します。

また、学校は、家庭と協力して、児童生徒がよりよい学校生活を送っていけるよう指導していくことが大切です。そのため、家庭訪問などを通して家庭との連携を密にし、家庭での指導を援助していくことです。

【Q49】

小・中・義務教育学校において、授業中に課題となる言動が生起した場合、対象となる児童生徒を他の場所で指導することはできますか。

【A49】

基本的には、授業の中で指導していくことが大切です。しかし、授業を進めることが困難となる場合や、他の児童生徒や教職員の心身の安全が脅かされるおそれのある場合には、校内の別の場所で指導することができます。別室で指導する場合は、次の点に留意することが大切です。

- ① 指導経過や指導の意図をはっきりさせるなど、指導に当たる教職員相互が連携をして進めます。
- ② 学習が遅れないよう、別途計画を立てて指導を進めます。
- ③ 保護者に、別室での指導についての趣旨を説明し理解を得て、指導を進めます。
- ④ 指導に従わないような場合には、保護者の協力を求めたり、警察等関係機関と連携するなどして組織的な対応を進めます。

【Q50】

小・中・義務教育学校において、別室での指導中に課題となる言動が生起した場合、対象となる児童生徒に対し、別室で継続して指導をすることはできますか。

【A50】

学校において必要と認められた場合は、児童生徒を一定期間継続して、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも有効です。その場合、学校や児童生徒の実態に応じ、指導内容、期間、方法、場所等について十分に配慮して指導することが大切です。さらに、対応の方法については、学校体制として進められるようあらかじめ決めて対応していくことが大切です。

具体的には、児童生徒とともに校舎内の清掃活動を行ったり、静かな部屋で児童生徒の不安や悩みをじっくり聞いたり、児童生徒と一緒に話し合ったり、児童生徒自らの内面を見つめさせるなど、自己変革ができるような場をもつことが考えられます。

【Q51】

小・中・義務教育学校において、児童生徒が、校内でタバコを吸っている場면을発見しました。別室で特別な指導をすることはできますか。

【A51】

法律で認められていない行為を行っている場合には、校内の他の児童生徒と異なる場所での指導はできません。また、複数の教職員で対応し、喫煙の問題性について理解させるように、家庭と連携して指導を進めていく必要があります。

【Q52】

小・中・義務教育学校において、課題となる言動が生起した場合、対象となる児童生徒の保護者と連携し、家庭に帰して指導をすることはできますか。

【A52】

学校教育法施行規則第 26 条において、公立の小・中学校では、児童生徒に対する懲戒として退学（学校教育法第 71 条の規程により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの〔以下「併設型中学校」という。〕を除く。）及び停学の措置をとることはできません。したがって、実質的に停学に当たる措置は、自宅謹慎、自宅学習等いかなる名称であれ、法令上禁止されています。

ただし、児童生徒や教職員に対し、暴力行為を繰り返し、正常な学校生活が行われない場合には、学校教育法第 35 条及び第 49 条において出席停止の措置が定められています。

【Q53】

学校反省指導中に保護者や当該児童生徒から「授業に出させてほしい」と言われたらどのようにすればよいですか。

【A53】

別室等で行う学校反省指導など校内で行う指導については、どこでどのような指導を行うのかを決めるのは校長の裁量です。ただし、学校反省指導を実施する場合も保護者と当該生徒に十分説明を行って実施することが必要です。また、当該生徒が反省目標について到達したかどうかを判断するのは、学校です。

したがって、不十分な反省しかできていなければ、保護者と当該生徒に不十分な点を説明し、別室での学校反省指導の継続を求めています。

【Q54】

事実確認を行った後、判明した事実を記録するには、どのようにすればよいですか。

【A54】

事情を聞き取った後、当該の教員が事実を整理し記録しておく必要があります。事実について5W1Hを基本に細部まで当該児童生徒自身に書かせ、確認しておく必要があります。事情を聞くだけで、事実を書かせていなかったり、書かせていても不十分であるケースなど事実があやふやになり、指導が難しくなってしまう例もあるので注意が必要です。

なお、書かせることが難しい場合は、教員が聞き取った内容を書き、対象となる児童生徒内容を確認することも必要です。

【Q55】

生徒が逮捕され警察に勾留されているため、当該生徒から事実確認ができません。指導方針はどのように決定すればよいですか。

【A55】

課題となる行動に係る指導方針は、事実を正確に把握した上で、あらかじめ定められた生徒指導規程に従って決定します。生徒が勾留されている場合には、警察と綿密に連携をとり、可能な範囲で事実を確認することが大切です。

また、事実の確認は当該生徒から直接行うことが原則であり、警察からの聴取内容のみで指導方針を決定することは適切ではありません。勾留中に生徒から直接事情が聞けない場合は、釈放後に当該生徒から直接事実を確認し、警察からの聴取内容と照らし合わせ、事実を明確にした上で指導方針を決定します。

Ⅲ 出席停止

【ポイント】

- ・学校教育法第35条及び第49条において、公立小・中学校では、性行不良であってほかの児童生徒の教育に妨げがあると認められる児童生徒があるとき、市町村教育委員会の権限と責任において、その保護者に対して、一定期間、児童生徒の出席停止を命じることができる。
- ・出席停止の期間や方法については、学校の秩序回復、児童生徒の状況や他の生徒の安定を考慮し、必要最小限の期間とするよう配慮すること。
- ・通知は文書で行い、口頭のみでは行わないこと。

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒の問題行動に関して、校長を中心に全教職員が一致協力して解決に努め、本人や保護者に対してきめ細かく指導したにもかかわらず、問題行動が繰り返し行われ、ますます深刻なものになることは、本人の自己実現を阻むとともに、他の児童生徒に悪影響を及ぼします。
- (2) 学校は、児童生徒が安全かつ安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保するという基本的な責務を持っています。したがって、度重なる指導にも従わず、問題行動を再発する児童生徒には、学校の秩序の維持や他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点からの早急な取組が必要になってきます。児童生徒を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたって、一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。
- (3) 学校教育法第35条、第49条において、公立小・中学校では、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる児童生徒があるとき、市町村教育委員会の権限と責任において、その保護者に対して、一定期間、児童生徒の出席停止を命じることのできる制度が定められています。
- (4) 問題行動を行う児童生徒に対する措置としては、出席停止のほかに児童福祉法や少年法に基づく措置等があります。日常的な関係機関との連携の下で、当該児童生徒の立ち直りのために、望ましい処遇の在り方を検討する必要があります。

2 留意点

- (1) 必要に応じて関係機関への連絡を行います。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて、こども家庭センター（児童相談所）に対して通告等を行い、その協力を求めます。
- (2) 出席停止の期間は、学校の秩序の回復とともに、当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的に判断します。

- (3) 出席停止は、教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえて、可能な限り短い期間となるよう配慮します。
- (4) 出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び機関を記載した文書を交付します。また、出席停止通知書は、文書の手交又は郵送で行い、口頭のみで行うことはできません。

【出席停止の流れ】

出席停止の流れ	指導及び留意点
問題行動の発生及び再発	・ 当該児童生徒から事情を聞き、背景、要因を把握し解決の方策をさぐる。 ・ 校内における特別な指導の結果はどうであったか。 ・ 家庭訪問等を行い保護者と連携する。 ・ 警察等の関係機関と連携する。
↓	
関係教育委員会へ状況を報告	
↓	
関係教育委員会が当該保護者から意見を聴取	・ 直接対面して行う。 ・ 出席停止の趣旨や適用要件を十分に説明する。 ・ 保護者からの弁明を聞く。
↓	
当該児童生徒・保護者に弁明する機会を用意	・ 当該児童生徒及び保護者に反論や弁明する機会を十分用意したか。
↓	
教育委員会規則により適用決定	・ 問題行動の態様及び学校の実情を踏まえる。 ・ 校長の判断を尊重する。 ・ 適切な出席停止期間とする。
↓	
出席停止の通知	・ 関係教育委員会の関係者又は管理職が立ち会い、保護者及び本人を同席させて行う。 ・ 出席停止の期間中における保護者の監督義務について説明する。
↓	
アフターケア	・ 定期的に家庭訪問する。 ・ 学校復帰へ向けての支援。 ・ 個別の指導計画を作成する。 ・ 学校の様子を知らせる。

※ 学校は、当該児童生徒の出席停止期間終了後、速やかに関係教育委員会へ出席停止報告書を提出する。

(例)

出 席 停 止 通 知 書

〇〇発 第 号
令和 年 月 日

様

市町教育委員会 印

学校教育法第 35 条及び同法第 49 条の規定に基づき、次のとおり出席を
停止する。

- 1 児童生徒氏名： (平成 年 月 日生)
- 2 住 所：
- 3 学 校 名：
- 4 学 年 及 び 組：
- 5 保 護 者 氏 名：
- 6 出席停止期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 7 出席停止の理由：

(例)

出席停止報告書

令和 年 月 日

市町教育委員会教育長 様

〇〇市・町立
校長

学校
印

次の児童生徒は、性行不良であり、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められるため、学校教育法第 35 条及び同法第 49 条の規定に基づき出席停止の措置をとりましたので報告します。

- 1 児童生徒氏名： (平成 年 月 日生)
- 2 住 所：
- 3 学 年 及 び 組：
- 4 保 護 者 氏 名：
- 5 出席停止期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 6 出席停止の理由：
- 7 指 導 の 内 容：

3 Q & A

【Q56】

学校は、出席停止の期間中の児童生徒に対して、どのような指導をすればよいですか。

【A56】

出席停止の期間中においては、学校としては、保護者との連携・協力を図りながら、当該児童生徒に対する指導を継続して行うことが大切です。例えば、学級担任や生徒指導主事等が計画的に家庭訪問を行い、学校復帰に向けての、当該児童生徒の生活や学習に対する計画を、保護者とともに考えさせ、実行できるよう支援します。

また、学校や学級へ円滑な復帰ができるよう、学校や学級の様子を伝え、学級の一員としての帰属意識を高めるよう指導します。

【Q57】

学校外での生徒間暴力で、出席停止を言い渡すことができますか。

【A57】

法に規定されている「出席停止」は、学校の教育活動が困難となり、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられています。その意味で解せば、出席停止の対象となる問題行動（性行不良）は、主として、校内に限定されています。

したがって、校外の生徒間暴力については、当該問題行動の範囲と出席停止の要件から、その適用には、慎重を要します。

4 法令等

(1) 学校教育法

第 35 条 市町村の教育委員会は、性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

第 49 条 第 35 条…の規定は、中学校に、これを準用する。

(2) 出席停止制度の運用の在り方について

(平成 13 年 11 月 6 日文部科学省初等中等教育局長通知)

先の第 151 回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については、既に本年 7 月 11 日付け文部科学事務次官通知（文科初第 466 号）により通知したところであり、公立の小学校及び中学校の出席停止制度に関しては、その一層適切な運用を期するため、要件の明確化、手続に関する規定の整備、出席停止期間中の学習支援等の措置を講ずることを内容とする改善が図られました（第 26 条関係）。この出席停止に関する改正規定の施行日は、平成 14 年 1 月 11 日となっております。

一方、先般公表した「平成 12 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の速報値によれば、暴力行為の発生件数が過去最高となるなど、生徒指導上の諸問題は憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、今後の出席停止制度の運用の在り方について、従来の昭和 58 年 12 月 5 日付け文初中第 322 号「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」の内容に関して、法改正を踏まえた所要の見直しを図り、下記のとおり留意点をとりまとめました。ついては、各都道府県におかれては、これに関して十分に御理解いただき、域内の市町村教育委員会等に対して、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要に応じて指導、助言又は援助をお願いします。

なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済みであり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼してあることを申し添えます。

記

1 制度の運用の基本的な在り方について

(1) 制度の趣旨・意義

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

もとより、学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課

せられた基本的な責務である。こうした責務を果たしていくため、教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適正な手続を踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが必要である。また、出席停止制度の運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止の期間において当該児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要である。

(2) 市町村教育委員会の権限と責任

出席停止の措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることにかんがみ、市町村教育委員会の権限と責任において行われるものとされている。具体的には、出席停止に関し、事前の指導、措置の適用の決定、期間中及び期間後の指導、関係機関との連携等にわたって市町村教育委員会が責任を持って対処する必要がある。特に、今回の法改正では、事前の手続及び出席停止期間中の学習支援等について規定されるなど、制度の運用上、市町村教育委員会が一層適切な役割を果たすことが求められている。

こうしたことを踏まえ、市町村教育委員会において、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることについては、慎重である必要がある。もとより、校長は、学校の実態を把握し、その安全管理や教育活動について責任を負う立場にあることから、市町村教育委員会が出席停止制度を運用する際には、校長の意見を十分尊重することが望ましい。

(3) 事前の指導の在り方

児童生徒の問題行動に対応するためには、日ごろからの生徒指導を充実することが、まずもって必要であり、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合に、出席停止の措置が講じられることになる。このため、特に次のような点に留意して指導に当たることが大切である。なお、公立の小学校及び中学校については、自宅謹慎、自宅学習等を命ずることは法令上許されておらず、こうした措置は、出席停止の在り方について十分な理解がなされ、適切な運用が行われることによって解消が図られるべきものである。

- ① 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を効果的に取り入れること。
- ② 教職員が児童生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めること。併せてＳＣを有効に活用するなど校内

の教育相談の充実を図ること。

- ③ 問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たること。暴力行為に及ぶ児童生徒に対し、教職員は、正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。体罰については、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであること。
- ④ 問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にすること。生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させること。実情に応じて、サポートチーム(個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム)など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たること。
- ⑤ 深刻な問題行動を起こす児童生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。さらに、児童生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

2 要件について

問題行動を起こす児童生徒がある場合、出席停止の適用の判断については、前述の1(1)に示した出席停止制度の趣旨や意義にかんがみ、多くの児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障する観点を重視しつつ、個々の事例に即して具体的かつ客観的に行われなければならない。

出席停止の適用に当たっては、「性行不良」であること、「他の児童生徒の教育に妨げがある」と認められることの二つが基本的な要件となっており、今回の法改正では、法律上の要件を明確化する観点から、「性行不良」に関して、四つの行為類型をそれぞれ各号に掲げ、それらを「一又は二以上を繰り返し行う」ことを例示として規定したものである(第1項)。

第1号は、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為であり、その例としては、他の児童生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等が挙げられる。なお、いじめについては、その態様は様々であるが、傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

第2号は、職員の傷害又は心身の苦痛を与える行為であり、その例として

は、職員に対する威嚇、暴言、暴行等が挙げられる。なお、財産上の損失を与える行為については、職員の場合、成人であることを考慮し、児童生徒と異なり本号では規定していない。

第3号は、施設又は設備を損壊する行為であり、その例としては、窓ガラスや机、教育機器などを破壊する行為が挙げられる。

第4号は、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為であり、その例としては、授業妨害のほか、騒音の発生、教室への勝手な出入り等が挙げられる。

3 事前の手續について

今回の法改正では、市町村教育委員会が出席停止を命ずる場合の事前の手續として、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないこととしたところである(第2項)。これらの点を含め、教育委員会規則に基づく慎重な手續の下、出席停止について関係者の理解と協力が得られ、その適切な運用がなされるよう、以下の点に留意する必要がある(教育委員会規則の整備(第3項)に関しては後記6を参照すること)。

(1) 事前の説明等

学校においては、保護者等の全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行うときなど適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

なお、深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容等を事実即して記載しておくことが適当である。

(2) 意見の聴取

当該児童生徒による問題行動が繰り返され、市町村教育委員会等において出席停止を講じようとする場合、これを命ずるに先立って、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、緊急の場合等を除き、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであって、保護者の同意を得ることまでは必要ないが、保護者の監護の下で指導を行うという制度の性質を踏まえると、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。

当該児童生徒については、平成6年5月20日付け文初高第149号「児童の権利に関する条約」について」に引き続き留意しつつ、出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観点等から、当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮するものとする。

問題行動の被害者である児童生徒や保護者については、事実関係等を的

確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応に関して説明するなど適切に対処することが必要である。また、出席停止の適用について適切な判断を下すとともに、事後の指導を円滑に行う観点から、かねてから当該児童生徒に対する指導に関わってきた関係機関の専門的な職員の意見を参考とすることも考えられる。

(3) 適用の決定

出席停止の適用の決定は、市町村教育委員会において、教育委員会規則の規定にのっとり、問題行動の態様及び学校の実情を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で行わなければならない。また、出席停止が、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障するための制度であることを十分に踏まえ、適時に適用を決定することが必要である。

問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては、出席停止のほか、児童福祉法や少年法に基づく措置等があり、かねてからの関係機関との連携の下、当該児童生徒の立ち直りのため、望ましい処遇の在り方を検討する必要がある。出席停止を講ずる際には、必要に応じて関係機関への連絡を行うことが適当である。特に問題行動が生命や身体に対する危険をもたらすものである場合、警察の協力を得る等の措置を併せとることが必要である。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて児童相談所に対して通告等を行い、その協力を求めることが適当である。

出席停止の期間は、出席停止の制度の意義にかんがみ、学校の秩序の回復を第一に考慮し、併せて当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的な判断の下に決定する必要がある。期間は、個々の事例により異なるものであるが、出席停止が教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえ、可能な限り短い期間となるよう配慮する必要がある。なお、出席停止期間中の当該児童生徒の状況によっては、決定の手續に準じて、出席停止を解除することができる。

(4) 文書の交付

出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。命令の伝達は文書の手交又は郵送によることとし、口頭のみにより命ずることは認められない。

出席停止を命ずる文書には、理由及び期間のほか、当該児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である市町村教育委員会名、命令年月日等について記載することが適当である。また、理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示することが必要である。

出席停止を命ずるに当たっては、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や教頭が立ち会い、保護者及び児童生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明する等の配慮をすることが望ましい。

(5) 教育委員会の役割と連携

市町村教育委員会は、平素から管下の学校や児童生徒の実態を十分に把握しておき、問題行動を起こす児童生徒への対応に関して学校への指導・助言・援助を行うとともに、出席停止の事前手続に適正を期する必要がある。一方、学校は、問題行動を起こす児童生徒があるときには、市町村教育委員会に対し学校や児童生徒の状況を随時報告する等連絡体制を十分とり、必要な指示や指導を受けながら、対処する必要がある。出席停止の適用を決定する際には、市町村教育委員会において、学校及び関係機関等との連携を図りつつ、出席停止期間中の当該児童生徒に対する個別指導計画を策定することが必要である。

また、市町村教育委員会は、出席停止の要件に該当する深刻な問題行動を起こす児童生徒があるときには、適時に都道府県教育委員会との連携をとりつつ対応することが望ましい。その際、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会あるいは学校の自主性・自律性に配慮しつつ、指導主事やＳＣ等の派遣、教職員配置の工夫などの措置を通じて支援を行うことが望ましい。

4 期間中の対応について

今回の法改正では、市町村教育委員会が、当該児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとするものと定められたところであり(第４項)、出席停止期間中の対応が適切になされるよう、以下の点に留意する必要がある。

(1) 市町村教育委員会及び保護者の責務

市町村教育委員会は、出席停止を措置する場合、自らの責任の下、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止の期間における学校あるいは学校外における指導体制を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。その際、当該児童生徒の在籍する学校における取組の充実を図るとともに、関係機関との連携を十分視野に入れて、適切に対処することが大切である。

出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本であり、出席停止の措置に当たって、市町村教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積

極的に働きかけることが極めて重要である。このため、市町村教育委員会及び学校は、保護者に対して、事前の手續等において、個別指導計画の内容等について十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助(子育て相談を含む)を行うことが適当である。また、家庭の監護に問題がある場合、出席停止期間中、家庭以外の場において当該児童生徒に対する指導を行うことも考えられる。

もとより、出席停止は学校の秩序の回復を図るものであり、市町村教育委員会としては、当該児童生徒への対応のみならず、他の児童生徒に対する正常な教育活動が円滑になされるよう、適切な措置をとることが必要である。

(2) 当該児童生徒に対する指導

出席停止の期間においては、当該児童生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、規範意識や社会性、目的意識等を培うこと、学校や学級の一員としての自覚を持たせること、学習面において基礎・基本を補充すること、悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ることなどを旨として指導や援助に努めることが必要である。

学校としては、学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、反省文、日記、読書その他の課題学習をさせる等適切な方法を採用することとなるが、このほか、家庭の監護に問題がある場合などでは、市町村教育委員会が主導性を発揮し、状況に応じて次のような対応をとることが有効である。

- ① 教育委員会及び学校の職員やＳＣ等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に児童生徒及び保護者への指導や援助を行うこと
- ② 教育センターや少年自然の家等の社会教育施設などの場を活用して、教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供すること(宿泊を伴う活動を含む)
- ③ 地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供すること

なお、出席停止期間における当該児童生徒に対する指導については、学校外において行うことが基本であるが、校内での指導を取り入れることが当該児童生徒の立ち直りを図る上で有効であると認める場合には、他の児童生徒の教育の妨げとならない限りにおいて、これを行うこともあり得る。

こうした指導が適切に行われるようにするため、市町村教育委員会は、指導主事を学校等へ派遣して実態の把握と指導・助言に当たるほか、実情に応じて、学校外での指導の場や機会の確保、地域や関係機関等への積極的な働きかけ(協議会の設置など)、サポートチームの運営や当該児童生徒への直接の指導に当たる人材の確保などを行うことが適当である。また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会において適切な措置が十分に講じられるよう、指導主事やＳＣ等の派遣、教職員定数の加配等の人的措置、教育センターの機能の活用、関係機関への働きかけなどの支援を行うことが望ましい。

家庭の監護能力に著しく問題があると認められるなど児童福祉法に関わる事案については、児童相談所において当該児童生徒に関する調査を行った上で処遇の在り方を検討し、総合的な判断を行うこととなるので、教育委員会及び学校は、平素から児童相談所との連携を密にし、出席停止期間中の指導への協力を求めることが適当である。さらに、出席停止期間において当該児童生徒が深刻な問題行動を起こす場合、教育委員会として、保護者の意向にも配慮しつつ、児童相談所に対して児童福祉法上の対応(例…在宅指導、一時保護、児童福祉施設入所措置等)について検討を要請することも考えられる。

出席停止期間中、当該児童生徒の非行が予想される場合には、警察等との連携を図り、その未然防止に努めることが必要である。

(3) 他の児童生徒に対する指導

学校においては、他の児童生徒の動揺を鎮め、校内の秩序を回復するとともに、当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受け入れができるよう、他の児童生徒に対して友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる等適切な指導を行う必要がある。また、当該児童生徒の問題行動の被害者である児童生徒の心のケアについて配慮することが大切である。

5 期間後の対応について

(1) 学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後においても、学校においては、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対し将来に対する目的意識を持たせるなど、適切な指導を継続していくことが必要である。その際、当該児童生徒や地域の実情に応じて社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動を効果的に取り入れていくことが望ましい。

(2) 指導要録等の取扱い

出席停止の措置を行った場合における当該児童生徒の指導要録の取扱いについては、次の点に留意して、適切に行うことが必要である(平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」参照)。

- ① 「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他所定の欄(例えば「備考」など)に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなること
- ② 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入することとなること
- ③ 対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意することが必要であること

6 教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり(第3項)、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日(平成14年1月11日)までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手續に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

(1) 規定する事項

手續に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記1(2)のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手續に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

- ① 保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定
- ② 当該児童生徒からの意見聴取に関する規定
- ③ 被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定
- ④ 出席停止の期間の設定の在り方に関する規定
- ⑤ 交付文書の記載内容や様式を定める規定
- ⑥ 校長からの意見具申に関する規定
- ⑦ その他出席停止の手續に関する必要な規定

また、これらの手續に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

(2) その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる。

IV 懲戒

【ポイント】

- ・懲戒処分は、退学、停学、訓告の3つであり、いかなる場合も、体罰は禁止されている。
- ・退学は公立小中学校及び義務教育学校や特別支援学校の児童生徒には適用されず、停学も同様である。
- ・停学・退学は個々の状況に応じた指導を尽くした上で行われ、「改善の見込みがない」場合に限る。
- ・懲戒処分は教育的配慮のもと慎重に行われ、形式的・機械的、感情的・報復的、不公平・不当、安易・無責任な処罰は避けるとともに、処分時には事実確認と説明、意見聴取が必要である。

1 基本的な考え方

- (1) 懲戒のうち、退学、停学、訓告の処分は校長が行います。この退学、停学、訓告を「処分としての懲戒」と呼び、校長、教職員が行うことができる叱責などの「事実行為としての懲戒」と区別しています。また、いかなる場合も体罰を加えることはできません。
- (2) 退学は、公立の小学校、中学校（併設型中学校を除く）、義務教育学校、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことはできません。また、停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことはできません。
- (3) 懲戒のうち停学及び退学は、個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導（段階を踏んだ反省指導）を尽くした上で、なお懲戒による停学・退学以外に対応の方法がないと判断した場合にのみ実施できます。
- (4) 懲戒による停学は、学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条、広島県立高等学校学則第29条の懲戒の要件を満たしていることが必要であるが、「改善の見込みがない」ことが大前提になります。
- (5) 児童生徒に対する懲戒は、教育上の必要に基づいてなされるものであり、真に教育的な配慮を持って慎重に適確になされなければなりません。懲戒のあり方として次のことに配慮する必要があります。
 - ア 形式的・機械的な処置であってはならないこと
 - イ 感情的・報復的な処罰であってはならないこと
 - ウ 不公平・不当な処罰であってはならないこと
 - エ 安易・無責任な処罰であってはならないこと
- (6) 懲戒処分を行うときは、児童生徒から丁寧に事実を聞くとともに、処分内容を本人及び保護者に知らせます。そして、その処分に対して、児童生徒から意見を聞くことが必要です。

- (7) 児童生徒を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたって、一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。

2 留意点

- (1) 当該生徒や関係生徒から事情を聞き、事実を明確にするとともに、これまでの指導経過を踏まえ指導方針を校務運営会議等で検討し、校長が判断します。また、生徒が逮捕された場合は、警察等関係機関と連携し、情報交換します。
- (2) 指導方針を検討する際、長期にわたり家庭に待機をさせたり、処分が決定するまでの時間がかかりすぎたりすることは望ましくありません。
- (3) 懲戒処分について保護者及び本人に十分説明するとともに、反論や弁明の機会を与えます。反論や弁明があった場合は、その内容について校務運営会議等で十分検討します。
- (4) 懲戒処分の執行は、保護者及び本人に対し、校長が文書で行います。
- (5) 保護者と連携して効果的な指導を工夫し、問題行動の再発防止を図るなど、当該生徒のアフターケアを行います。

【懲戒処分の流れ】

懲戒処分の流れ	指導及び留意点
問題行動発生 当該生徒、関係生徒から 事情を聞く（事実確認）	- 過去の指導経過はどうであったか。（繰り返し指導しているか。家庭訪問などをとおして、保護者と話し合ったか。時系列で記録をとっているか。） - 生徒が逮捕された場合は、警察、家庭裁判所、鑑別所、保護司などと連携し、審判や措置について情報交換する。
校務運営会議等で検討 校長が指導方針を決定	- 学校として十分な指導を行ったか。 - 教職員が十分に討議し、校長が判断する。（長期にわたって家庭待機させたり、処分が決定するまでの時間がかかりすぎたりするのは望ましくない。） - 生徒指導規程に特別な指導を明記しているか。（他の事例との整合性） - 懲戒処分となる主な理由 「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行うことができる。 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 三 正当な理由がないのに出席常でない者 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者」
当該生徒とその保護者 に対し説明・指導	生徒、保護者に十分な説明を行ったか。（複数で対応し、正確に記録をとる。）
生徒・保護者に弁明の 機会を用意する	- 生徒、保護者に反論や弁明の機会を十分に用意したか。 - 生徒、保護者の反論や弁明の内容を校務運営会議で十分検討したか。
校長が最終決定（確認）	
懲戒処分の執行	保護者及び本人に対し、校長が文書で処分を執行する。（直接執行することが望ましいが、面会等を断られた場合は、内容証明でもよい。）
アフターケア	- 計画に従って指導する。 - 保護者と連携して効果的な指導を工夫する。 - 就職、進学の相談にのる。 - 再入学制度を説明する。

*懲戒処分を進めるに当たっては、教育委員会と十分に連携すること。

*生徒指導資料No. 25「学校における問題行動への対応について」

（平成 16 年 10 月広島県教育委員会）参照

(例)

懲 戒 処 分 書

広島県立
課程
(氏名)

高等学校
科 第 学年

上記の者、広島県立高等学校学則第 29 条第 2 項により〇〇とする。

令和 年 月 日
広島県立 学校長 印

期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 (〇〇日間)

※懲戒のうち停学を行う時は、期間を示すこと。

※特別支援学校もこの書式に準ずる。

(例)

令和 年 第 月 号 日

広島県教育委員会 様

広島県立 学校長 印

懲 戒 処 分 報 告 書

生 徒	課程 科 第 学年 (氏名)
懲戒の内容	
処分年月日	令和 年 月 日
処分理由	
保護者対応	
処分に至る 指導の経過	
その他 参考事項	

参考事項として必要な書類（例）

① 学籍の記録 氏名、住所、保護者名、出身中学校、成績など

② 出欠の記録 出席すべき日数、欠席日数、遅刻日数、早退日数等

	出席すべき日数	特別欠席	欠席日数	遅刻日数	早退日数
1 学年					
2 学年					

③ 月別、日別の記録 欠席、遅刻、早退、行動及び指導の記録など

月	SHR	1 限	2 限	3 限	4 限	5 限	6 限	SHR	行動及び記録
1(月)		×			×	/	/	/	
2(火)	/	/	/	/	/	/	/	/	
3(水)				×					喫煙で指導

(注) /は欠課、×は遅刻

④ 問題行動の記録及び指導など

(生徒の指導、保護者対応を時系列にまとめる。)

【記入例】

概要（発生年月日）	学校が把握した日	指 導 状 況					
校内で喫煙 (R〇. 5. 8)	R〇. 5. 8	5 / 8	5 / 9 ~	5 / 12・13	5 / 14	~	5 / 24
		(火)	(水)	(土)(日)	(月)		(木)
		事実確認	別室指導	家庭反省	授業反省		特別指導 解除

日付	対 応	指 導 内 容
5 / 8 (火)	事実確認（生徒指導主事）	・生徒指導室で当該生徒から事実確認を行い、問題行動の事実とともに、行った行為の問題点について振り返らせた。
5 / 9 (水)	特別な指導の説明 (校長、生徒指導主事、担任)	・校長が保護者、本人に対して説諭するとともに、生徒指導主事が問題行動の事実、特別な指導のねらい、方法等について説明した。
5 / 14 (月)	学校反省指導 (生徒指導部、教科担任、担任等)	・学習時間割を設定し、学習課題に取り組ませた。 ・反省状況を振り返らせ、反省文を書かせた。 ・生徒指導部が面接を行い、今後の目標について考えさせた。

3 Q & A

【Q58】

公立小・中・義務教育学校の児童生徒に、懲戒処分を行うことはできますか。

【A58】

訓告のみができます。なお、退学は国・私立学校及び併設型中学校に限って認められており、停学は国・公・私立学校を問わず認められていません。なお、国・私立学校及び併設型中学校を退学した児童生徒は、当該児童生徒の就学区域内の市町立小・中学校に転入学します。

【Q59】

懲戒処分を行うに当たって、「指導を尽くした上で、なお懲戒処分以外に対応の方法がない」の「指導を尽くす」とはどのようなことですか。

【A59】

「指導を尽くす」には、2つのポイントがあります。

1点目は、手順や手続きを踏むことです。事実を明確にさせるとともに、対応の方針を十分検討し、これから行おうとする指導・措置・処分について丁寧に説明することや、弁明の機会を与え、弁明について検討を行うことなどが大切です。

2点目は、特別な指導の内容の充実です。従来から行われている反省文や教科・科目の基礎基本の充実、奉仕活動などの方法に加えて、生徒が内面を省みることのできる内容へと工夫改善していくことが必要です。

【Q60】

懲戒退学を行う場合の前提となる「改善の見込みがない」とは、どのような状況ですか。

【A60】

懲戒を行うに当たっては、Q2の「指導を尽くすこと」に加えて、懲戒としても手順を踏むことが必要です。生徒の問題行動の状況や学校の指導の経過に応じて、懲戒退学を行うまでに段階を踏んだ特別な指導や、懲戒による停学等を行っておくことも大切です。

【Q61】

警察に逮捕されたことをもって、懲戒停学や懲戒退学を行うことはできますか。

【A61】

逮捕された事実をもって懲戒が直接的に行われるものではなく、当該生徒のこれまでの問題行動や指導経過等の状況が大切です。

【Q62】

喫煙同席での懲戒停学や懲戒退学を行うことはできますか。

【A62】

喫煙同席を理由として行う特別な指導は、教育的な指導にあたると捉えることができます。一方、喫煙同席は、社会では罰則を受ける行為ではないため、喫煙同席での懲戒停学や懲戒退学を行うことについては、相当の慎重さが必要です。また、一般的に、喫煙同席は懲戒退学の要件である「改善の見込みがない」に該当するとは必ずしも言えないため、懲戒退学ではなく、特別な指導に該当する問題行動といえます。

4 法令等

ア 学校教育法

第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

イ 学校教育法施行規則

第 26 条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

3 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第 2 項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

第 94 条

生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

ウ 広島県立高等学校学則

（懲戒）

第 29 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が、これを行う。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がないのに出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

V 高等学校における中途退学

【ポイント】

- ・中途退学には、積極的な進路変更など前向きな理由によるものもあるが、生活や学業、進路に関する複合的な課題が原因として中途退学するケースもある。
- ・中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぐためには、生徒指導、キャリア教育、進路指導が連携し、社会的自立・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるように働きかけていくことが大切である。
- ・中途退学は、生徒や保護者が自発的な意思に基づいて行われるものであり、提出した「退学願」を受け、校長の許可によって実施するため、教職員は生徒や保護者に対して退学を勧めるような対応を避けなければならない。

1 基本的な考え方

- (1) 中途退学は、単に生徒指導上の諸課題によるものだけでなく、学校そのものや高校生活などに対する熱意や興味がもてないことによるなど、各高等学校における教育の在り方と密接にかかわる重要な課題となっています。中途退学の未然防止に当たっては、一人一人の生徒が意欲的に充実感を持って学ぶことのできる魅力ある高等学校づくりを進めることが大切です。
- (2) 中途退学には、本人又は家庭の都合により願い出て退学する場合と、懲戒処分として退学する場合などがあります。本人等の都合により願い出る退学の場合も、生徒が退学する場合は、校長の許可が必要です。
- (3) 生徒が全ての教育活動を通して、達成感や成就感を味わうことができるよう取組を進め、学校への適応を図っていくことが大切です。

2 留意点

- (1) 中途退学の未然防止に向けて、各高等学校における教育の多様化及び柔軟化などを進めるため、次のような取組を行います。
 - ア 多様な教科・科目を設置するなど、生徒の能力・適性、進路に応じた選択幅の広い教育課程を編成すること
 - イ 卒業までの修得単位数について、生徒に過度の学習負担を課して逆に学習意欲を減退させることにならないよう配慮すること
 - ウ 年度ごとに、教務規定が生徒の実態に即しているか検討するとともに、修業年限内に学校が定める卒業単位数を習得できるよう指導支援すること
 - エ 生徒が自分の学校に対して帰属感をいだき誇りをもてるような特色ある、魅力あふれる学校づくりを進めること

- (2) 生徒の個に応じた指導を行い、高等学校における生徒指導の充実を図るため、次のような取組を徹底します。

ア 高等学校での生活に目的を見出せないなど悩みや不安を抱えている生徒には、入学時や学年・学期始めに適切な面談等を行うとともに、本人の悩みや不安の相談にいつでも応ずることのできる教育相談体制を整備・充実すること

イ 生徒指導規程に違反した生徒については、その措置が単なる指導にとどまることなく、真に教育的効果をもつものとなるよう配慮すること

ウ あらゆる教育活動を通して、ルールを守ることの大切さや他者への思いやりを育成し、安全で安心な学校づくりを行っていくこと

エ 生徒指導上の諸課題を生起させた生徒に対して、安易に学校から切り離すことのないよう、指導方針に基づいた一貫性のある毅然とした粘り強い指導を行うこと

オ 望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てること

3 中途退学の要因

- (1) 中途退学の多くは学校生活への不適応が主たる要因とされるもので占められています。学校生活になじめず、長期欠席や不登校を経験した生徒が高校段階における中途退学につながるケースが多く、特に高校入学後の不登校生徒への支援については、中途退学の未然防止の意味でも重要な対策です。

- (2) 中途退学の事由は、「学校生活・学業不適応」「進路変更」「学業不振」などがあり、生活の課題、進路の課題、学業の課題が複合的に存在しています。

その一方で、貧困家庭の課題や、核家族の増加、ヤングケアラー、インターネットやSNSによるフェイク情報の横行など、課題を増幅させる環境の変化も存在します。

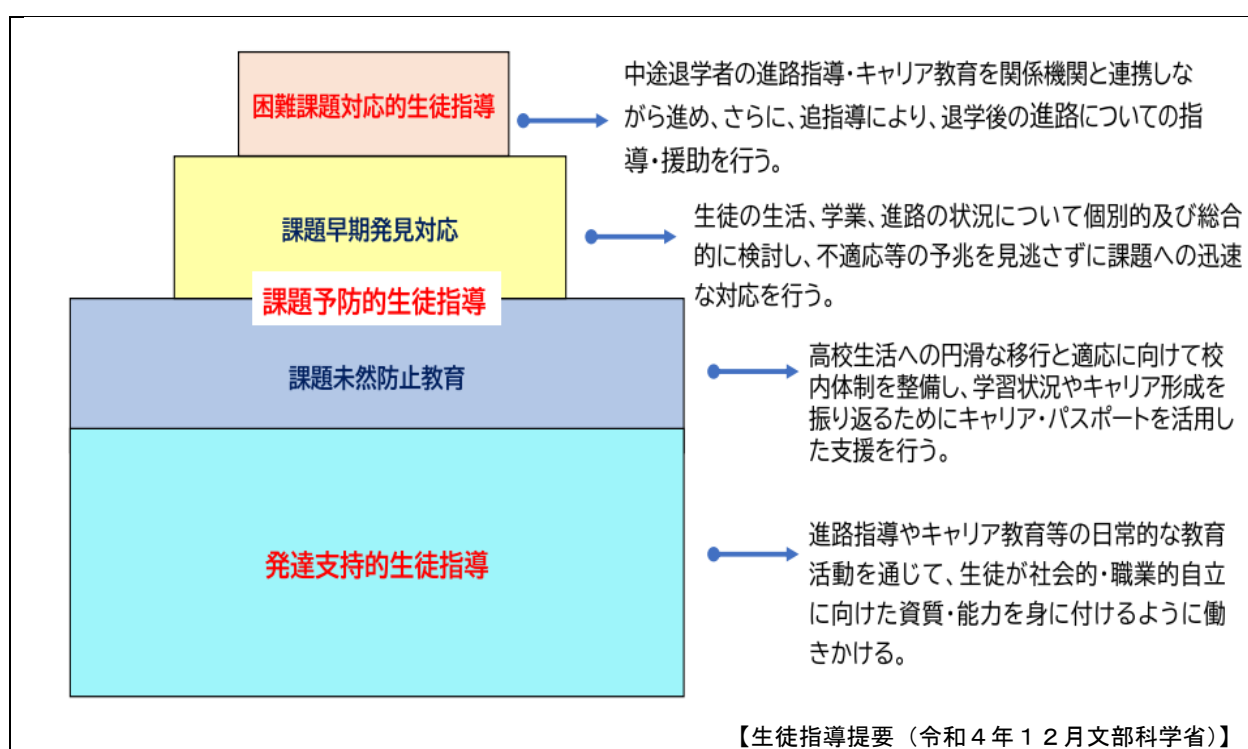
4 中途退学への対策

- (1) キャリア教育や進路指導等の日常的な教育活動を通じて、生徒が社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けるように働きかける発達支持的生徒指導を充実させることが、最も重要な中途退学対策であると言えます。

- (2) 中途退学の中には、前向きな進路変更という側面を持つものもあります。本人が中途退学を希望する場合の対応に当たっては、十分に状況を把握した上で本人の意思を尊重した支援を行うことが原則です。

一方で、中途退学により当初の進路計画の変更を余儀なくされ、人生設計上の様々な機会を失うことも少なくないことに留意する必要があります。

- (3) 中途退学をした場合、学歴は中学校卒業資格となり、高校卒業の資格を前提としている多くの職業や、大学や専門学校（専修学校専門課程）などの進路への選択肢が絶たれます。中途退学の未然防止と早期発見とその対応、中途退学後のフォロー（追指導）はそれぞれが重要な支援です。
- (4) 広い意味での中途退学対策と言える発達支持的生徒指導、中途退学の未然防止、中途退学に至る前の早期発見・対応及び中途退学者の指導・援助に関する重層的支援構造は、以下の図のようになります。



5 中途退学の未然防止と組織体制

- (1) 高校においては、教務、生徒指導、進路指導及び教科指導などの分掌、さらには学校内外の他組織との連携を図り、チーム学校として、発達支持的生徒指導はもちろん、未然防止や早期発見と対応、また、中途退学の可能性が高い生徒への支援、中途退学後の追指導の重要性も認識して組織的に取り組むことが求められます。
- (2) 入学後の高校生活への適応が中途退学の未然防止につながります。中学校・高校の情報交換会で共有される情報や「キャリア・パスポート」の有効活用を通し、新入生一人一人への理解を進め、個々の生徒の成長を見守ります。

- (3) 他者とのコミュニケーションが苦手であったり、自己表現が得意ではなかったりする生徒も少なくありません。一様に人間関係を形成する能力を求めるのではなく、苦手な生徒に対しては、ゆっくり成長を見守り、よいところを認めて、人間関係の形成を進めていくといった工夫を行うことが大切です。
- (4) 学びにおける不適応が顕著に起こる時期としては、高校1年生の1学期が挙げられます。中学校時代と異なり、少しの怠学で大幅な遅れをとる可能性もあり、そのことが学習意欲の低下につながる場合があります。生徒について情報交換を綿密に行うとともに、学級・ホームルーム担任と教科担任の連携の下で支援を行い、学習に前向きな姿勢に転じるようにする必要があります。
- (5) 学習状況が満足できるものでなかったり、欠課時数が多かったりする場合は、丁寧なアプローチを行い対話的に関わり、必要に応じ補習や再試験を行うことも教育的配慮として必要です。

6 中途退学に至る予兆の早期発見・対応

- (1) 成長の過程で、学校生活への適応における個人差も顕著になります。生徒の個人差を十分に考慮し、不適応傾向が確認された場合は、時期を空けず、また、教職員の個人的判断に委ねず、組織的に対応することが重要です。さらに、理由なく欠席や遅刻が増え、学校における諸活動への参加に消極的になり、話し合いでの発言が減少するなどの兆候を見逃さないことも大切です。
- (2) 生活の課題については、他にも健康課題や性に関する課題といった個人的背景や、DV (Domestic Violence) やネグレクト、貧困やヤングケアラーといった家庭的背景が複合的に関連し、学校の生活や行動に影響が生じることもあるため、個々の生徒の状況に応じて、チーム学校として組織的に対応していくことが求められます。
- (3) 学習の遅れがちな生徒に対しては、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握すること、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握した上で、各教科等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容とするなど、指導方法を工夫することが大切です。
- (4) 進路の課題は、その基盤となるキャリア形成の課題でもあります。学校、家庭、さらには社会での生活において、自らの役割を果たすことがキャリア形成の促進につながります。

7 利用可能な関係機関

中途退学に直面した生徒が利用可能な主な制度や施設は以下のとおりです。

- (1) **教育支援センター**
 - ・不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・援助を行う公的な施設
 - ・広島県教育支援センター(SCHOOL “S”)
- (2) **高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）**
 - ・進路指導主事などと連携して、就職希望生徒に対する就職相談、求人企業の開拓などを行う人材。
- (3) **地域若者サポートステーション**
 - ・働くことに悩みを抱える 15 歳から 49 歳までを対象に、キャリアコンサルタントなどによる相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う施設。
 - ・広島地域若者サポートステーション
 - ・ひろしま北部若者サポートステーション
 - ・ふくやま地域若者サポートステーション
- (4) **ジョブカフェ**
 - ・若年者のためのワンストップセンター、地域の特色を生かした就職セミナーや職場体験、カウンセリング・職業相談、職業紹介など様々なサービスを行っている。
 - ・ひろしま若者しごと館
- (5) **求職者支援制度**
 - ・雇用保険を受けられない人などが、月 10 万円の生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できる制度。訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートする。
- (6) **ひきこもり地域支援センター**
 - ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師などの資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある生徒やその家族への相談支援を行い、適切な支援に結び付ける。
 - ・広島県内 3 か所（西部センター、中部・北部センター、東部センター）

8 自主退学に係る不適切な事例

- ・自主退学は、本来、生徒及び保護者が自主的な意思表示に基づいて提出した「退学願」を受けて、校長が許可するものです。したがって、教職員が生徒や保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと受けとめられるような対応は適切ではありません。
- ・自主退学勧告や懲戒による退学は、それまでに行った指導や生徒の課題となる行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要があります。

事例 1

生徒Aは、駐輪場に置いていた自分の自転車が倒されてライトが割れたことに立腹し、自転車を倒した生徒Bに対して暴力をふるった。生徒指導部は、生徒Bが「自転車を倒した自分にも責任がある。」と言ったため、これ以上指導する必要はないと考え、生徒Aに対して説諭するのみで、暴力行為に至った問題点等について振り返らせるため ① 特別な指導を行わなかった。

しかし、生徒Aは翌月、対教師暴力を行った。校長は、生徒Aと保護者に暴力行為が繰り返されたことに対して、② 特別な指導を行うことを説明した。

保護者は、前回の暴力行為に対する指導を生徒Aから聞いており、今回の指導が前回の指導と違うことを理由に学校の指導に従わない旨を校長に伝えた。これを受け、校長は、③ 「学校としての指導方針が理解できないのであれば、これ以上指導できない。」として、退学願の提出を強要した。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

- ①、② 暴力行為等の課題となる行動に対する指導方針や指導の進め方を明確に定め、事前に生徒、保護者に周知していないため、指導の進め方に不統一が生じていること

- a 特別な指導については、どのような場合に、どのような手順と方法で、どの程度の期間で行うか、明確な基準を設け、事前に生徒及び保護者に説明しておく。
- b また、課題となる行動を起こした生徒については、事前に定めている基準に当てはめて、指導方針や進め方を具体的に説明すること。

【生徒指導資料No. 25：第2 4（1）、生徒指導資料No. 32：2】

- ③ 自主退学は、本来自主的な意思表示に基づくものであるが、生徒・保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと思わせており、自主退学の強制と受け止められる可能性が極めて高いこと

- a 自主退学勧告や懲戒による退学は、それまでに行った指導や生徒の課題となる行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要がある。
- b 自主退学は、当該生徒及び保護者が提出した「退学願」を受けて、校長が許可するものである。
- c 個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導（段階を踏んだ特別な指導）を尽くすことが大切である。改善の見込みがあるにもかかわらず、「これ以上指導できない。」などとして、安易に指導を放棄し、退学願の提出を強要するなど、自主退学を強制されたと受け止められるような対応をしてはならない。

【生徒指導資料No. 25：第3 1】

事例 2

複数学年にまたがる 9 名の生徒が関与する金銭強要事件が発生した。事件に関与した生徒はいずれも指導無視を繰り返すなど、生活態度がよくなかった。生徒 C は対教師暴力を行ったこともあった。校長は、この事件に関与したすべての生徒と保護者に対して、④ 一律に ⑤ 「これ以上面倒を見られない。」 など、退学願の提出を強要した。 また、生徒と保護者に対して、話し合いの結果の ⑥ 回答期限を示すことなく ⑦ 家庭待機させた。

その後、生徒指導主事は、保護者から ⑧ 約 1 週間連絡がなかったにもかかわらず、家庭と連絡を取らなかった。 そのため、保護者は「学校が子どもを辞めさせようとしている。」と考え、校長及び県教育委員会へ苦情を申し立てた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

- ④ 課題となる行動を起こした各生徒のこれまでの指導経過を踏まえ、指導方針を個別に慎重に検討していないこと

- a 生徒個々について、これまでの指導経過を明らかにし検討する。検討する内容（非違行為の内容、関与の程度、結果の重大性、反省態度、これまでの指導経過、改善の可能性）
- b あらかじめ定められた明確な基準に基づいて検討し、生徒・保護者に指導方針や進め方を具体的に説明すること。

【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 5】

- ⑤ ○ 事例 1 ③ と同様。

- ⑥ 回答期限を示していないこと

- ④ b と同様。

- ⑦ 保護者の理解を得た家庭反省でも懲戒処分として行う停学でもなく、指導を行わずに自宅に居させるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置を命じていること

- a 指導を行わず自宅に留めさせるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置は適切ではなく、命ずることはできない。【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 1】
- b 家庭反省指導は、保護者の理解を得た上で実施するものであり、保護者の理解が得られない場合は、学校反省指導を実施する必要があること。保護者の理解が得られて実施する場合でも、1 日から 2 日が妥当であること。

【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 3、6】

- ⑧ 回答がないことを放置したため、期間が延びていること。指導期間を延ばすことによって退学しか選択肢がないかのような誤解を与えること

- a 学校から保護者に回答を求めているため、学校が指導を放棄した形になっている。
- b 学校が回答期限を示し、期限を過ぎてもなお、保護者から回答がない場合も、学校から問い合わせるなど、積極的な対応が必要である。

事例 3

生徒Dは、校外の少年らとともにバイクを窃盗し逮捕された。学校は、生徒Dに対して、特別な指導を行うこととした。しかし、生徒Dは、特別な指導において、学習課題に取り組もうとしなかったり、遅刻や反省文を書き忘れたりした。この状況について、生徒指導部から報告を受けた校長は、より厳しく指導するため、⑨ 無期限の別室反省指導を行うこととした。

しかし、特別な指導中の生徒Dの態度に反省が見られないことから、実技を伴う教科担任が、⑩ 個人の判断で実技の代替措置を行わず、年度途中にもかかわらず、「単位の修得を認定できない。」とした。このことを担任が保護者に対して ⑪ 「単位の修得を認定できない科目がある。もう進級が難しい。」と説明をしたため、保護者は「学校が子どもを辞めさせようとしている」と苦情を申し立てた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

⑨ 無期限の指導により、生徒が指導に対する展望が持てない状態にしていること

- a 別室反省指導の期限を明確にし、反省課題や達成目標を具体的に示し、理解させておくことが必要である。
- b 生徒が、反省課題や達成目標を理解していないと、自身の反省動機が希薄になる場合がある。そのため、課題となる行動を振り返らせ、考え方や行動、自分の周りの人達との関係をどう変えなければならないのかなど、整理すべき項目を与え、自ら考えさせることが必要である。
また、教科の学習課題を与え、学力の充実に努めることも大切である。
- c 特別な指導の期限内に、反省が深まらない生徒については、何が阻害要因となっているのか、保護者と連携し、指導計画を検討し直すなど粘り強い指導が必要である。

⑩、⑪ 年度途中であるにもかかわらず、単位の修得が認定できないことなどについて決めつけていること

- a 欠課時数や課題の提出状況などの客観的な事実や現在の状況が継続した場合どうなるのかを丁寧に説明するとともに、今後どうしなければならないのかなど望ましい行動を具体的に示すことが必要である。
- b あくまでも、年度末まで指導することが大切であり、年度途中で単位修得を認定できないことについて、断言することは適切ではない。

【学校教育法施行規則 第57条、第79条、第104条】

【学校教育法施行規則 第59条、第79条、第104条】

【高等学校学習指導要領解説総則編 第7節 単位の修得及び卒業の認定】

事例 4

生徒Eは、指導無視・暴言等の課題となる行動を繰り返し、その都度、別室反省指導や授業参加の反省指導を繰り返したが、反省が深まらなかった。そのため、夏季休業中も指導を継続することとなったが、生徒Eは、生徒指導部や担任の再三の連絡にもかかわらず登校しなかった。

生徒指導部員は、^⑫ 校長が指示をしていないにもかかわらず、生徒E及び保護者に、^⑬「進路変更を考えてもらわざるを得ない。」という説明をした。この説明に対して、保護者は退学しなければならないということは、「決定ですか。」と問い直したが、生徒指導部員は、^⑭ 保護者の誤解を修正する説明を行うことなく「決定です。」と回答した。

その後、^⑮ 担任が郵送した「退学願」が返送されてきたが、理由欄には「自主退学を強制された。」と記入されていた。保護者は、これらの学校の対応に対して不信感を抱き、県教育委員会に相談の電話をかけた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

- ^⑫ 生徒指導に係る指導方針を決定するための体制ができていないこと。特に、生徒の在籍に係るような対応方針について、校長に報告し、相談していないこと

○ 事例2 ④ と同様。

- ^⑬ 自主退学は、本来自主的な意思表示に基づくものであるが、生徒・保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと思わせていること。このことは、自主退学の強制と受け止められる可能性が極めて高いこと

○ 事例1 ③ と同様。

- ^⑭ 保護者の誤った理解を認識しながら、修正していないだけでなく、さらに誤解を増幅させていること

- a 学校が特別な指導を行うことは、懲罰ではなく、あくまでも生徒の進級や卒業に繋がる指導であることを丁寧に説明し、特別な指導に対する展望を持たせる必要がある。
- b 生徒や保護者が誤解しているのであれば、繰り返し説明するなど、丁寧な指導が必要である。
- c 法規法令に則った正しい説明が必要である。

【生徒指導資料No. 25 : 第2 3】

- ^⑮ 学校から一方的に、保護者の依頼を受けることなく郵送したこと

- a 生徒の在籍など個人情報の記載された文書を普通郵便でやりとりすることは、文書の紛失などのトラブルも考えられるため、確実な取り扱いをする必要がある。
- b 学校としての指導方針を保護者に丁寧に伝え、保護者の意向を汲み取ったうえで、家庭を訪問したり、保護者に来校を求めたりするなど直接対応する必要がある。

VI アルバイト就労

【ポイント】

- ・アルバイト就労は目的を明確にして許可することが重要で、健全な成長と労働基準法に基づいた適正な労働条件に留意する必要がある。許可に際しては、健康、学校生活、家庭の経済状況を考慮し、ふさわしい業務を選ぶよう指導し、保護者と連携して継続的に指導することが大切である。

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒のアルバイト就労は、勤労の尊さや、現実社会の職業生活の一端を実地に体験することにより、自己の将来の進路を主体的・合理的に考える機会となり、進路指導の観点から見て意義あるものと考えられます。
- (2) しかし、豊かな社会において、日々のさまざまな消費欲求を満たすために、学習をおろそかにし、安易にアルバイト就労をするならば、進路指導上の意義は危ぶまれ、生徒指導上の課題が多く見られます。
- (3) このようなことから、アルバイト就労を認める場合には、個々の状況を踏まえて目的をはっきりもたせて許可することが大切です。
- (4) 児童生徒の年代は、心身ともに成長期にあることから、そのアルバイト就労については労働基準法上特別な保護規定が設けられています。
- (5) アルバイト就労については、児童生徒の健康、学校生活への影響等に十分留意しながら、労働基準法に基づき適正な労働条件のもとで就労させる必要があります。

2 留意点

- (1) 児童生徒が、アルバイト就労しようとする場合には、児童生徒やその保護者に対し許可願を提出させ、アルバイト就労のもつ意義や課題について考えさせ、きちんとした意識を持って就労するよう指導するとともに、正しく労働基準法を認識させ、適正な労働条件のもとで就労するよう指導することが大切です。
- (2) アルバイト就労の許可は、児童生徒の健康、学校生活への影響、家庭の経済状況等に十分留意して判断します。また、どのような業務を選ぶかについても助言し、児童生徒としてふさわしくない業務に就労しないよう指導することが大切です。

- (3) 就業禁止業務（労働基準法第62条など）や深夜業に就労させることはできません（満18歳未満の年少者 労働基準法第61条）。また、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童生徒の就労については、労働基準監督署の許可が必要です（最低年齢 労働基準法第56条）。
- (4) 就労中は、保護者と十分連携して指導を継続し、特に、収入として得られた金銭の有意義な使途について指導することが大切です。

**平成 24 年 10 月 26 日付け文部科学省初等中等教育局長依頼
「学齢児童生徒の就労に係る労働基準関係法令の周知について」**

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）では、満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでの者の就労が原則として禁止されています。また、例外として就労が認められる場合についても、法において、非工業的事業に係る職業で、当該者の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについて、使用者が労働基準監督署長の許可を受けた場合に限って、修学時間外に働かせることができることが規定されています。

（中略）

学齢児童生徒が就労する場合には、当該児童生徒及びその保護者が法を正しく理解し、法を踏まえた対応がなされることが必要です。仮に法の規定に抵触するおそれのある事案を学校が把握した場合には、都道府県労働局や労働基準監督署と連携しながら、適正な対応がなされるよう児童生徒及び保護者に対して促すなど、適時適切に法の内容等について児童生徒及び保護者に対して周知することが望まれます。

3 関係法令

学校教育法

第 20 条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

労働基準法

第 56 条 使用者は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで、これを使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満 13 才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満 13 才に満たない児童についても同様とする。

第 57 条 使用者は、満 18 才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

2 使用者は、前条第 2 項の規定によって使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

第 61 条 使用者は、満 18 才に満たない者を午後 10 時から午前 5 時までの間において使用してはならない。（後略）

第 62 条 使用者は、満 18 才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満 18 才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

第 63 条 使用者は、満 18 才に満たない者を坑内で労働させてはならない。

年少者労働基準規則

第1条 使用者は、労働基準法（以下「法」という。）第56条第二項の規定による許可を受けようとする場合においては、使用しようとする児童の年齢を証明する戸籍証明書、その者の修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を様式第1号の使用許可申請書に添えて、これをその事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

第8条 法第62条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。

（以下は例示）

四十四 酒席に侍する業務

四十五 特殊の遊興的接客業における業務

第9条 所轄労働基準監督署長は、前条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務については、法第56条第二項の規定による許可をしてはならない。

（以下は例示）

三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務

(参考様式：アルバイト就労許可願の例)

令和 年 月 日

〇〇〇〇学校長 様

生徒番号
氏 名

アルバイト就労許可願

次のとおり、アルバイト就労について許可を申請します。

勤務先	名称	
	職種	
	住所	
期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
勤務条件	勤務日	
	勤務時間	
	1時間当たりの賃金	
	業務の内容	
アルバイト就労の目的		

同 意 書

生徒のアルバイト就労の許可を求めます。
また、アルバイト就労期間中は、労働基準法や、労働基準監督署の指示に従い、
学校生活に支障の出ないように就労させます。

事業所名
事業所所在住所
事業所代表者

㊞

生徒のアルバイト就労に同意しています。
また、アルバイト就労期間中は、学校生活に支障が出ないよう監督します。

保護者住所
保護者氏名

㊞

VII デートDV

【ポイント】

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）は親密な関係にある相手からの暴力を指し、未婚カップル間で起こるデートDVがあり、近年、10代の児童生徒間でもDV事案が増加している。
- ・児童生徒の発達には、知識や技能の習得に加え、自他の大切さを認める心や態度を育成し、望ましい人間関係の形成が重要である。

1 基本的な考え方

- (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のことをいいます。デートDVとは、DVの一種で、特に未婚のカップルの間で起こる暴力をいいます。
- (2) 児童生徒の発達には、知識、技能の習得とともに、児童生徒相互の望ましい人間関係を育成し、あわせて同性や異性の友人との適切な人間関係を形成するなどの働きかけを行うことが重要です。
- (3) 児童生徒が学校や社会の中で生活していくためには、一人一人が学校や社会のルールを守って行動できるよう、状況に応じた望ましい行動を選択するなどの規範意識を育成することが必要です。

2 留意点

- (1) 学級（ホームルーム）活動などでの集団指導や個別指導により、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」という心や態度を育成します。
- (2) 親密な関係にある異性から受ける支配やコントロールは、愛情ではなく暴力であることが理解できるように指導します。
- (3) 児童生徒が発するSOSのサインを見逃さない体制づくりを推進するとともに、児童生徒が安心して相談できる教育相談体制を確立します。
- (4) 近年課題とされている「性的自画像の提供」については、犯罪被害だけでなく、インターネット上の拡散によって完全な消去が困難であることなどから、児童生徒を加害者にも被害者にもさせないため、生命の安全教育を充実させる必要があります。

3 Q & A

【Q63】

殴ったり、蹴ったりしなくてもDVになりますか。

【A63】

殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけがDVではありません。携帯電話のチェックやアドレスの消去などプライバシーの侵害や、大声で怒鳴るなど怖がらせたりするような行動もDVに当たります。

【Q64】

DVにはどのような行為がありますか。

【A64】

次のような行為がDVに当たります。

- ① 殴る、蹴る、物を投げつけるなど（身体的暴力）
- ② 大声で怒鳴る、暴言をはく、無視するなど（精神的暴力）
- ③ お金を返さない、お金を貢がせるなど（経済的暴力）
- ④ 性行為を強要する、避妊に協力しないなど（性的暴力）
- ⑤ 行動を監視する、友人関係を制限する、携帯電話のメールなどを勝手にチェックするなど（社会的隔離）

【Q65】

デートDVへの指導は、どのようにすればよいですか。

【A65】

DVは犯罪であり、人として生きていくための権利を奪う人権侵害であることを理解させます。

思いやりや忍耐力とともに、豊かなコミュニケーション能力を育てるなど、互いに相手を尊重する精神や人間関係を築く力、規範意識を育むよう、様々な教育活動の中で指導します。

また、デートDVの被害を受けた場合、悩みを一人で抱え込むことなく、教職員やSC及びSSW、保護者や校内外の相談窓口などに相談することが大切であることを指導します。

さらに、学校は児童生徒が安心して相談できる教育相談体制を確立するとともに、警察・各市町の相談窓口等の関係機関と連携し、早期対応につなげるなど、きめ細かい支援が必要です。